

第1回行政改革推進委員会会議記録（要約）

日 時 令和6年8月29日（木）
午前10時00分～正午

場 所 近江八幡市教育委員会会議室（南別館2階）

出席委員 真山会長・松岡副会長・橋本委員・壬生委員・川崎委員
・川端委員・岡田委員・北川委員・山田委員

事務局	総合政策部	嵐理事
	情報政策課	竹山課長
	行政改革課	春田課長
		中村課長補佐
		油井主査

1 行政改革課 春田課長挨拶

2 議題

(1) 令和6年行政改革推進事業スケジュールについて

事務局 「【資料1】令和6年度行政改革課スケジュール」に基づき説明

（説明概要）

- ・行政改革推進委員会について、第2回会議は令和7年2月に開催したいと考えている。
- ・行政改革推進本部会議は市長を本部長とした部長級職員で構成される会議であり、年5回程度開催予定である。当委員会と連携しながら開催している。
- ・行政組織プロジェクト委員会は、主に課長級職員で構成される会議であり、年5回程度開催予定である。
- ・施策評価について、試行として実施予定である。詳細は議題の(3)で説明する。
- ・DX人材育成研修はオンラインでの研修を実施している。
- ・行革チームの提案（プロジェクト50）について、詳細は議題の(3)で説明する。
- ・アナログ規制の見直しについては、新しく取り組むものであり、行政事務や市政のDXを進めるために、市の例規の中に定めるアナログの規制を見直していくというものである。
- ・ネーミングライツについては、詳細は議題の(3)で説明する。
- ・指定管理者選定について、民間のノウハウを活用して効果的・効率的な公共施設の管理、運営を行うために指定管理者を選定するものであり、選定審査会は年3回開催予定である。

	・ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画については、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うために定めているものである。
会長	各委員から意見を求める。
委員	(意見なし)

(2) 行政経営改革指針及び行政経営改革実施計画について

事務局	「【資料 2】行政経営改革指針及び行政経営改革実施計画について」、「【参考資料】近江八幡市行政経営改革実施計画」、「【参考資料】近江八幡市行政経営改革指針」、「【参考資料】近江八幡市行政経営改革実施計画進捗状況」に基づき説明 (説明概要) ・ 行政経営改革指針は行政経営改革全体の指針となることを目指して策定しているものであり、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間としている。 ・ 行政経営改革指針の 4 つの基本方針に基づく各所属の取組をまとめた行政経営改革実施計画を策定しているものであり、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間としている。 ・ 行政経営改革実施計画の進捗管理を毎年行っており、担当課が自己評価を行っている（評価内容の詳細は「【参考資料】近江八幡市行政経営改革実施計画進捗状況」のとおり。）。 ・ 令和 5 年度の評価結果を昨年度第 2 回の行政改革推進委員会会議でも報告しており、その際に出された意見を 10 ページに掲載している。 ・ 令和 6 年度までが計画期間となっているため、令和 7 年度に総括を行い、行政改革推進委員会から次期計画への提言をもらい、次期計画の策定を行う予定である。
会長	各委員から意見を求める。
委員	「【資料 2】行政経営改革指針及び行政経営改革実施計画について」の A B C の評価だけでは内容が分からない。「【参考資料】近江八幡市行政経営改革実施計画」に対しての評価ということか。
事務局	そのとおりである。

(3) その他

事務局	「【資料 3 - 1】施策評価（試行）について」に基づき説明 (説明概要) ・ 施策評価とは、近江八幡市の総合計画に位置付けられている施策について、その進捗や目標及び目指す姿に向かって
-----	--

	各取組が進められているかについて自己評価を行うというものである。 ・総合計画の見直しを行った令和５年度に初めて施策評価を行ったが、施策単位で評価する仕組みが構築できていなかったという課題や施策を着実に推進するためには５年ごとではなく、毎年施策評価を実施する必要があるという課題があった。また、事務事業評価については、評価シートの作成が目的になっているという課題や外部評価した１０事業のみしか公表していないという課題があったことから、評価のやり方の見直しを行い、試行として施策評価を実施する。
会長	各委員から意見を求める。
委員	総合計画にＳＤＧｓ該当分野が記載されているが必須のものか。
事務局	総合計画については、それぞれの目標に基づいてＳＤＧｓの該当分野を示しているが、施策評価についてはＳＤＧｓの該当分野は示していない。
委員	令和６年度は試行であるため、スケジュールの中で報告という形にしていると思うが、報告というより反映のほうがよいのではないかと思った。
事務局	令和６年度は試行として総合計画の前期基本計画に基づき施策評価を実施し、令和７年度は後期基本計画に基づき施策評価を実施する。評価結果については、最終的に予算や組織等に反映することも必要と考えている。
会長	施策評価の手法等が確立していないので、一度やってみないと分からない部分もある。施策評価は施策の進捗状況を把握することだけでなく、それによって市民の生活にどれだけ効果が出始めているのかを市民に対して説明するという意図もあると思うので、委員の皆さんは市民目線でご意見を出していただければ、評価の手法もより良いものになると思う。
事務局	「【資料３－２】行革チームの取り組み（プロジェクト５０）について」、「【資料３－２別紙】プロジェクト５０」に基づき説明 （説明概要） ・プロジェクト５０とは、本市をより良い組織へと変革し、継続的な市民サービスの向上を目指した約５０の取組である。 ・各取組の実施主体は「【資料３－２別紙】プロジェクト５０」に記載の担当課であり、実施状況を行政改革課で把握しているものである。

	・令和４年度から開始し、３年間の計画であるため、令和６年度が最終年度となる。未実施の取組については、なぜ実施できていないかを整理していく予定である。
会長	各委員から意見を求める。
委員	実施済みの取組について、期待していた効果が出ているのかを把握しているのか。
事務局	プロジェクト５０は若手職員がアイデアを出し、各担当課が取り組んだものであり、予算をかけて実施した取組と、予算をかけずに実施した取組がある。予算をかけて実施した取組は事務事業評価で検証ができていますが、予算をかけずに実施した取組は具体的な効果検証はできていない。
委員	若手職員が提案した取組ということであつたので、取組が実施されて若手職員はどう感じているのか、期待していたものになっているのか、なっていないのかを検証しながら繰り返していくのが大事だと思う。
事務局	検討させてもらう。
会長	若手職員がアイデアを出して、各担当課が取り組むというプロジェクト５０の手法自体の検証をしてもよいと思う。
事務局	「【資料３－３】近江八幡市ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき説明 （説明概要） ・ネーミングライツとは「命名権」のことであり、市有施設全体や施設内の一部分、市が実施するイベントや事業、市の備品等に、企業名や商品名、サービス名等の愛称を付与する権利を売却するものである。 ・ネーミングライツの制度自体は昨年度に設けているが、今回ガイドラインを修正しているところである。
会長	各委員から意見を求める。
委員	ネーミングライツは市の施設等が対象になると思うが、指定管理者制度を導入している施設も対象になるのか。
事務局	施設としては対象になるが、指定管理者の意向も考慮し、十分協議の上、検討していくことになる。
委員	協議の際には間に市が入るということによいか。
事務局	施設の所管課が間に入って協議することになる。

委員	どういう施設にネーミングライツを導入しようと考えているのか。また、愛称の条件の項目で、個人又は法人の名刺広告は使用できないとされているが、ダイハツアリーナ（滋賀県立体育館）等も名刺広告に該当するということになり、本市では使用できないものになってくるのか。
事務局	施設の所管課に事前に調査したところ、備品や事業よりも施設が候補として挙がっており、具体的には運動公園が候補として挙がっている。また、文化会館等も対象になってくるが、文化会館という名称が市民になじんでいる中でネーミングライツを導入することがふさわしいのかということも検討しながら進めていきたいと考えている。ダイハツアリーナの例を本市のガイドラインに当てはめると、企業名だけを施設名に使用することはできないが、企業名を冠した文化ホールや運動施設という施設名にすることはできるということである。ただし、ガイドラインに参考として記載している近江八幡市広告掲載要綱は、ネーミングライツを前提に作成したものではないため、今回のご指摘も踏まえて、ガイドラインについては精査する必要があると考えている。
委員	コミュニティセンターも活用率や活用状況がもったいないのではないかと感じているため、コミュニティセンターもネーミングライツの導入を検討してもらいたい。
会長	広告料の収入があるというメリットがある一方で、市民からすると特定の企業の宣伝が常にあるのは違和感があるという意見もあると思う。具体的にどの施設でどんな施設名であれば市民に受け入れられるかは慎重に進めていく必要があると思う。

(4) 意見交換（行政改革を推進するための意見や改善策の提案）

事務局	各委員から意見を求める。
委員	施策評価は新しい取組で期待している。総合計画の基本目標１の施策２に不登校児童、生徒の対策が盛り込んであるのか。また、こどもの好奇心や探求心を育てるという取組が行われているが、取組方針①に含まれていないように見える。指標についても、取組方針の指標として拾えていないものもあると感じる。また、施策の取組状況等について各所属に照会する際の評価シートの形が重要になると感じる。
会長	事務事業評価から施策評価に移行するにあたって、施策評価を実施するにはまず施策体系がないと、評価の対象が定まらないので、何を施策として考えるかが問題になる。近江八幡市として施策を体系的に示しているのは総合計画であるという前提に立ち、今回は総合計画に書いてある施策について、施策がどの程度達成されているのかを評価をしようということだと認識している。不登校児童、生徒の対策は市として取り組んでいく必要があるが、総合計画の中に項目として

はなかったのではないかと思います。総合計画に書かれていないものは施策評価の対象に入っていない。施策評価の制度設計上の限界がある。

事務局

総合計画に記載されていない取組について、個別案件として施策評価をしていくことはできないと考えている。これまでの事務事業評価では、事業単位で評価しており、事業の評価が良かったとしても、総合計画の基本目標に近づいているのか、達成度合いが測りづらかったため、基本目標を支える施策単位での評価を実施していくというものである。不登校児童、生徒の対策について施策を支える事業として位置付ける必要があるという場合、単独の予算事業であれば位置付けしやすいが、他の予算事業に含まれて実施されている場合は、他の施策に位置付けられている場合もあり、そこが整理できていない。

委員

施策評価はこれから作っていくものであるので、良いところも悪いところもあると思うので期待している。

委員

施策という単位であっても毎年実施して、その結果を予算に反映していくということであれば、総合計画策定時に十分検討できていなかったが、新しく施策に反映しなければならぬものがあつた場合には、施策評価ですべて拾えるかは分からないが、検討してローリングしていく材料にしていくことを提案する。総合計画の進捗管理をしていくことが前提であるが、今のような視点もあつてもよいのではないかと思います。また、施策評価のスケジュールについて、各所属の回答をもとに施策ごとにシートにとりまとめるとあるが、各所属が評価シートにそのまま入力するというのではないのか。

事務局

複数の所属にまたがる施策もあるので、各所属の回答を集めて施策単位での評価をするということになる。

会長

総合計画は本来、基本目標があつて、それを実現するための施策の体系を作つて、具体的にどのような事業をやっていくかを決めていくという順番で作るものであるが、実際には色々な事業が動いているので、事業を施策にぶら下げにしているという実態もある。施策にぶら下がっている事業が施策の達成に有効で十分であるかを考えた場合に、不足している事業や施策の達成に向いていない事業もあると思うので、そういった意見が施策評価を通じて出てくる可能性もある。総合計画の進捗管理をするだけでなく、総合計画の施策が達成できるかできないかという観点で見た場合に総合計画に書いている事業だけでは不十分であるということも含めて施策評価から方向性が打ち出せれば、より良いものになると思う。とりあえずは施策が達成に向かっているかを把握し評価することが試行の大きな狙いであると思う。

事務局	総合計画の計画期間は１０年であり、５年で見直しをしているものの、５年、１０年という計画で良いのかということについては、今後の議論の余地はあると思う。社会情勢が著しく変化する中で、新たな予算事業が生じた際は総合計画の施策に紐づけている。施策への貢献度を考慮して事業の廃止等も検討されていくと考えている。
委員	先日、ふるさと納税の連絡協議会があった。これまでは書類への記入方法の説明だけであったが、先日の説明会では、マーケティングの手法を使って説明しますと職員が言っていた。ふるさと納税のペルソナ像を事業者の皆さんはどう考えますかという質問やワークショップを取り入れて説明会をしていた。市の職員の意識がどんどん変わってきていると感じた。施策も市民に寄り添ったものになっていると思うので期待している。
事務局	ふるさと納税の競争が激化している中で、新たな手法に取り組んでいるのだと思う。業務改善に新たに取り組んでいくなかで小さなミスはお許しいただきながら進めていきたい。

３ 閉会